

## 南伊豆町津波避難計画策定業務仕様書

### 1 業務名

「南伊豆町津波避難計画策定業務」

### 2 業務の目的

本業務は、大規模地震対策避難計画策定指針（静岡県危機管理部 平成 25 年 9 月 11 日改訂）に基づき、津波災害に対する町民の避難や防災対策等を目的とした南伊豆町津波避難計画書及び津波避難マップを作成することを目的とする。

### 3 業務委託期間

契約日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

ただし、あらかじめ南伊豆町の承諾を得た場合は、この限りではない。

### 4 業務委託内容

静岡県第 4 次地震被害想定を基に、「津波避難計画」の作成に必要な、下記の事項の実施方法に係る提案を行う。

提案に当たっては、静岡モデルや津波災害警戒区域の指定等に係る県の最新の動向・公表資料を反映し、本町の地形や地域性を踏まえた具体的な内容とする。なお、提案者が静岡県内で実施した事例を示し、実現可能性や実施効果を提示する。

#### （1）地震・津波被害想定に係る特徴と課題の整理

○GIS を用い、本町における静岡県第 4 次地震被害想定での津波浸水深・浸水域、及び陸域の津波到達時間を分析し、静岡県等の基準に準拠した避難シミュレーションを行い、海岸地区の特徴と課題を整理する。

##### 《検討項目》

#### ・GIS データの構築

GIS を用い、都市計画基礎調査の土地・建物情報、国勢調査報告書の人口、デジタルロードマップ（避難経路検索）等によるデータセットを作成する。

#### ・第 4 次地震被害想定分析

静岡県第 4 次地震被害想定における、津波浸水深・浸水域、及び陸域の津波到達時間等を分析する。

#### ・避難シミュレーションの実施

上記の GIS データを用い、静岡県等の基準に準拠した避難シミュレーションを行う。

#### ・地震・津波被害想定に係る特徴と課題の整理

第 4 次地震被害想定分析と避難シミュレーションから、地震・津波被害想定に係る特徴と課題を整理する。

#### （2）津波対策に係る基本的考え方

○多重防御を念頭に、喫緊の対策である津波避難のあり方に加え、ハード・ソフトの中長期的取り組みを適切に推進し、段階的に安全性の向上を図るための方法を整理する。

《検討項目》

・津波避難のあり方

4の(1)で整理した地震・津波被害想定に係る特徴と課題を踏まえた中で、地区の地形や人口構成などに留意し、多重防御を念頭に、津波避難のあり方を検討する。

・段階的に安全性の向上を図るための方法

津波避難の効果を踏まえ、段階的に安全性の向上を図るための方法について検討する。

(3) 津波避難対策及び避難計画

○上記の考え方に基づき、各地区の意向を適切に反映し、津波避難計画を作成する。また、避難計画は、現状のものと、避難対策の実施後で別に整理する。

《検討項目》

・津波避難に係る基準の整理

静岡県及び消防庁等の津波避難に係る基準を基に、地域特性を踏まえ、本町における津波避難に係る基準を整理する。

・津波避難対策(案)の整理

上記の基準に基づき、避難困難地域の状況を整理し、必要に応じ避難シミュレーションを精査し、津波避難施設や避難路の整備等に係る津波避難対策(案)を検討する。

・現状の津波避難計画の作成

地区検討会による住民意向を踏まえ、現状(津波避難対策を実施する前)における津波避難計画を作成する。

・避難対策の実施後の津波避難計画の作成

地区検討会による住民意向を踏まえ、津波避難対策の効果を反映し、避難対策の実施後における津波避難計画を作成する。

(4) 地区検討会

○沿岸部各地区に対し、静岡県第4次地震被害想定周知、及びこれを踏まえた津波避難対策及び避難計画に係る意向の把握を目的に、地区検討会を1回以上開催する。

《検討項目》

・地区検討会の実施方針の作成

住民を対象にした地区検討会について、進め方や資料イメージなど、実施方針を作成する。

・地区検討会への参加と運営支援

町が主催する地区検討会に参加し、運営を支援する。

- ・地区検討会の結果の取りまとめ  
地区検討会の結果を整理し、避難計画への反映方法を取りまとめる。

(5) 津波避難マップ

○町の全域及び沿岸部各地区毎に、津波避難マップを作成する。

《検討項目》

- ・津波避難マップの活用方法の検討  
津波避難マップの目的、学校や自治会等と連携した活用方法について検討する。
- ・津波避難マップの作成  
活用方法を踏まえ、津波避難マップを作成する。

(6) 今後の課題（中長期的な地震・津波対策）

○津波避難計画の推進、中長期的な地震・津波対策に係る課題を整理する。

《検討項目》

- ・津波避難計画の推進に係る課題の整理  
津波避難計画を適切に推進するための課題を整理し、対応の方向を検討する。
- ・中長期的な地震・津波対策に係る課題の整理  
津波避難計画の効果を踏まえ、これを補うために必要な、中長期的な地震・津波対策に係る課題を整理し、対応の方向を検討する。

5 策定にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、平成 23 年 4 月 1 日以降に地方公共団体における津波避難計画策定業務の実績を有するものを管理責任者又は実務担当者として置き、適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、電話、ファックス、電子メール等の方法により、随時（勤務時間内）対応できる体制が取れること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、南伊豆町が所有する資料、データ（個人情報に属するものを除く。）を貸与するが、受託業務完了後には返却するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに南伊豆町と協議をすること。

6 成果品の納品

(1) 成果品の種類

- ①受託業務完了報告書
- ②津波避難計画書（WORD 及び PDF 方式）
- ③津波避難計画書＜概要版＞（WORD 及び PDF 方式）
- ④津波避難マップ原稿（AI 及び PDF 方式）
- ⑤各種 G I S データ（Shape・Geodatabase 方式）

## (2) 提出期限及び提出形式

①提出期限 平成 28 年 3 月 31 日 (木)

②提出形式 電子媒体及び紙ベース (各 50 部)

※図や表を適宜使用し、視覚的にも理解が出来るよう作成すること。

※専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

※提出期限において、あらかじめ南伊豆町の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 7 業務完了の確認

支払いの請求にあたっては、支払いの対象となる履行期間の業務完了状況を書面 (受託業務完了報告書) にて提出し、南伊豆町検査担当職員の検査を受け、これに合格することをもって業務完了とする。

## 8 安全管理

委託業務の実施にあたっては、労働災害防止のため安全衛生管理体制を整備し、安全衛生及び公害防止に関する法規並びに南伊豆町の指示事項を遵守し、現場で業務に従事する受託者の派遣職員に対して民法、労働基準法、健康保険法、労働災害保証保険法、その他法律に規定される事業主又は、使用者としてのすべての義務を負うものとする。

## 9 その他留意事項

(1) 業務に必要となる機器、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、通信費に関しては、受託者の負担とする。(ただし、あらかじめ定めているものは除く)

(2) 受託者は、本業務の実施において、本業務に関連し、南伊豆町が公開したすべての資料に記述された内容を網羅すること。ただし、南伊豆町が公開した資料のうち契約者と受託者の双方相互に不要と判断し承認した資料については除外することができる。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたり、南伊豆町と十分協議のうえ、実施すること。

(4) 本業務の成果物の所有権、著作権、利用権は原則として南伊豆町に帰属する。

(5) 本業務の成果物及び資料、情報等は南伊豆町に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。

(6) 受託者は本業務で知り得た個人情報等に秘密を保持しなければならない。

(7) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由により成果物に不良等があった場合は、速やかに措置を行うものとし、その経費については受託者の負担とする。

(8) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別の事情が認められ、かつあらかじめ南伊豆町の承諾を得た場合はこの限りでない。